



前・長生村長

石井としお通信

Http://www9.ocn.ne.jp/~tishii/

2013年6月97号

石井としお後援会

長生村七井土 1387-2

電話 090-3094-0321

課税取り消しは「公約違反ではない」村長 公約は「固定資産税の納付を要求する。」であり 「寄付と引き換えに課税取り消し」ではありません。

今年も観測史上3番目に早い入梅で、雨が少なく、畑はカラカラで作物がかわいそうです。国内政治を見ますと維新の会・橋下大阪市長の発言に世界各国から批判が出され支持率も急降下しています。6月議会では役場職員の給与削減議案に(反対がましこ、石川、山口など6名で、賛成多数で可決)、幸福の科学大学(仮称)建設の設置に関する反対の意見書提出を求める請願には(出席議員の全員賛成)で可決。また、小高村長の公約にない「幸福の科学に対する課税取り消しが寄付一億円と引き換えだった」ことも明らかとなりました。今回の通信は石井後援会推薦の石川、ましこ議員の質疑を中心に報告します。



—小高村長が非課税決定した境内地—

課税した根拠は？

石川議員…石井前村長は「幸福の科学への固定資産税は、税法と使用実態からいって課税できない」と、説明してきたが小高村長は議員当時から「課税できる土地」と、主張し村長選挙では

31haの課税を公約し課税した。課税した根拠と現況確認をどうしたのか。

「本来の用に使ってない」村長

小高村長…課税した根拠は一般的に外形的、客観的な見方であり現況課税が原則です。1月1日が基準で現場での確認です。村は長年の調査の結果、**本来の用には使っていないので固定資産納税通知書を発行しました。**

石川議員…石井前村長時代に村の顧問弁護士と県の弁護士より「地方税法と使用実態から言って課税できない」と言われながら、今年2月には課税納付書を発行した。課税する前に新しく探した阿部弁護士から、どんなことを言われたのか。

小高村長…宗教法人としての必要性や利用実態をよく調査する助言で納付書を発行した。

非課税は公約違反？

石川議員…2月26日に異議申立が出され、3月7日に異議申立を認め「非課税決定を行い課税決定は全て取り消し」とした。小高村長が課税した判断は間違っていた。公約は納付書の発行と課税です。非課税決定は公約違反と考えるが。

「公約は納付書発行」村長

小高村長…**私の公約は納付書を発行することであり、公約違反ではない。**

石川議員…非課税と判断した根拠に異議申立

書の資料をあげている。議員当時から村長になった今日まで「課税できない土地であった。」ことの調査研究はしたのか。

小高村長…課税できないかと、調査研究をした。また、関係の本を読み、弁護士にも二度ほど聞き取り調査した結果です。

私と村民に虚偽答弁

石川議員…異議申立書に添付された資料 13 枚を根拠に非課税の決定をした。これは前村長時代に提出された資料であり(それから)使用実態も変わらず 2 月 25 日に「課税通知。3 月 7 日には非課税に変えた。」心境の変化か。

小高村長…課税する考えで調査したが「非課税である」という教えもあり、非課税とした。

石川議員…**小高村長は昨年 9 月の議会で関議員に対し「弁護士を立て、裁判所の判断を仰ぐ」と答弁し、3 月 6 日の私への議会答弁で「裁判で白黒つける」と言った。一夜にして課税取り消しと寄付 1 億円に切り替えた、私と村民にウソをついたことになる。責任をどう取るのか。**

住民説明で謝罪せよ

小高村長…**公約は納付書の発行なので責任をとる必要はないと考えている。**

石川議員…「課税取り消し」と「寄付 1 億円」は重大な公約違反。住民説明会で村民に「経過と謝罪」をすべきかと思うが。

小高村長…**公約違反でない。「それで良かった」と言う方もいる。住民説明会は開催しない。**

※この後の関議員の質問で「公約は、幸福の科学に固定資産税の納付を要求する。であり、寄付を貰うことではない」と、誤りを指摘された。

「大学建設は中立」村長

石川議員…科学大学建設に不安をもつ村民がいるので住民説明と意見交換会を開催すべき。

小高村長…議会と相談します。

石川議員…3 月 12 日の大学建設説明会で出された不安への声に対する村の考え方は。

小高村長…村民の不安は真摯に受け止め、不安の払拭に努めます。

石川議員…那須と大津の学校開校で住民の不安などはあったのか。

小高村長…那須に出向いたが、そのような声はなかった。大津は電話で聞いた。住民訴訟はあったが、学校建設についての問題であり、大学のあり方ではなかった。大学建設は国の権限であり村は中立の立場です。

※また、幸福の科学の課税問題で小倉議員から、次の質疑がありました。

「非課税決定の確認」

小倉議員…(要約)小高村長は公約どおり納付書を発行した。公約違反とはいいがたい。安部弁護士と相談し裁判になっても勝てる保障はないといわれた。2 月 25 日に納付書を発行し幸福の科学から「寄付と引き換えに異議申し立てを認めるよう」相談された。結論は阿部弁護士と相談し、税相当額の寄付は村にとって有利だと考え異議を認めた。そして大学建設用地 17ha は開学まで納税してもらう。最終的には残り 14ha も税相当額を交渉し寄付を求める。議会と相談すると約束したが、相談なく決断し、お詫び文を議会に提出した。以上、間違いありませんか。に対し、**小高村長は「間違いありません。」と、質問に同意した。** ※課税取り消しは地方税法と使用実態を調査した上で行うべきなのに「使用実態を調査せず」(関議員への答弁)「寄付と引き換えに」行った。これまでの主張、説明から大きく逸脱している。

「裁判で白黒は虚偽」

小高村長は私に「裁判で白黒つける。」翌日には非課税決定。4 年間課税への主張を続けたのに異議申立を受け、ころっと非課税決定。虚偽答弁であったと受け止めます。(議員・石川吉一)

60周年のイベントを

—ましこ議員より質問—

ましこ議員…合併60年記念行事として村の活性化につながるスポーツイベントを企画する考えはないか、白子はテニス、一宮ではサーフィン。村も合併60年を契機に新しく企画がありますか。

小高村長…合併60周年の記念事業はすでに、決めている。新たなイベントは考えてない。

ましこ議員…今後、合併60年を機に新たにサッカーなどのイベントはどうか。

生涯学習課長…現在、海を歩こう、剣道大会などを実施しています。今後は調査検討します。



七井土の環境改善を

ましこ議員…七井土交差点の廃材の環境問題です。私も廃材現場を見て驚きました。村は巡回パトロールなどやっているのか。

小高村長…村は月に2回巡視を実施しています。県との合同パトロールは二か月に一回実施しています。搬入車の調査はしていない。

ましこ議員…具体的なパトロールの日程は。騒音の調査は行っているのか。

下水環境課長…1月、3月、5月に県との合同パトロールを行った。騒音調査はやっていない。

ましこ議員…騒音調査は今後やってもらいたい。新聞報道によると「県は来年度からヤード規制を施行する」と出ている。しかし、高さ制限もないし住民は不安です。廃材置き場の移転が好ましい。

業者と地主との契約はいつまでか。

下水環境課長…契約期間は「平成26年3月末まで」と地権者から聞いています。

ましこ議員…今後における村の対応は。

下水環境課長…村は今後も県と連携をはかり巡視を続け、状況を確認し鉄くずの処理についてお願いします。また、茂原警察にも古物営業法規定による管理について指導して頂くよう、引き続きお願いします。今晚、台風もくるので茂原警察に鉄くずが飛ばないように指導をお願いした。

ましこ議員…私も茂原警察に行ってきました。周辺住民が困っているのでよろしくお願いします。

安心安全道路の改善を

ましこ議員…安心安全道路について、避難道路は避難施設と同じく大事。村内には狭い道路が何箇所もあり、県道一宮・片貝線にもある。村民の命をつなぐ大事な道路の村の改善努力は。

小高村長…村は避難道路として「村道1072号線」「村道1143号線」の狭隘道路2路線の改善を進めています。村は長生土木事務所に毎年、県に要望書を提出しています。

ましこ議員…村は何年前から改善の要望を県に提出してきたか、何故、改善されないのか。

建設課長…県道の整備要望ですが、10年以上前から要望しています。現在、茂原長生線を工事している。完成後、次の道路となります。

ましこ議員…村は一宮、白子と海岸線をもっている。命の道路なので、早急なる改善を願いたい。

残り一年・頑張ります。

長生村の議員にさせていただき、早、3年が過ぎました。私は福島で生まれましたが故郷は原発事故で大変なことになっています。村に転居してから14年、どこまでも続く田園と砂浜、夏には地引き網に入る魚はとても感激でした。議員の任期もあと1年となりました。相談、要望などありましたらご連絡ください。（議員・ましこ勇男）



憲法学習集会を開催

4月27日、大網白里市で「山武・長生憲法を生かす会」主催による憲法学習集会が開催されました。講師は一宮町議員の袴田さん「憲法は子供達を守っているのか」。上野元国会議員は「平和憲法を変えてはならない」がテーマでした。質問が「親が子供を何故虐待するのか」「憲法96条で、改正発議を衆参議員の三分の二から半数に変えても、国民投票で過半数の賛成で決まるのなら民主的では」と出されました。袴田氏より「親が育った社会的背景にも問題がある場合がある。」上野氏からは「二分の一で憲法改正が提案できると内閣が変わるごとに憲法が変えられる。世界的にも三分の二で改正提案が多い。狙いは憲法9条を変え戦争ができる国づくりが目的」との説明でした。※**憲法を生かす会は、今年8月1日～3日まで長生村文化会館で「原爆の絵展」を開催します。ご来場をお待ちしています。**



野田村にサツマイモを

6月1日、「イモの会」の皆さんがイモ苗を植え

ました。東日本大震災時に村が支援した岩手県野田村に「3年間、イモを送る」為です。その後、雨がまったく降らなく、枯れてしまうのではと心配しましたが6月13日の台風崩れの雨でやっと生き返りました。現在、会員を募集中とのこと。問い合わせは「佐瀬さん 090-3332-9130」です。

傍聴した村民の声

A…3月議会より議場撮影を庁舎のテレビで見られることになったせい？議場でのヤジもない、居眠りも少なく、静粛な議会でした。

B…小高村長は課税撤回をし「納付書を発行したので公約違反ではない」と答弁した。いとも簡単に変えた。村長の人間性を疑う。

C…議会は首長への質問の場所だと思います。長々と石井としお通信96号への批判を論じる議員を議長が「議場は首長に質問する場ですから」と発言を止めなかった。これは問題です。

編集後記

① 6月議会で小高村長は幸福の科学への課税を非課税にしたことを「納付書の発行が公約ですから」と強弁した。村を二分する騒動をつくり、あっさり公約違反。公約とはそんなに軽いものでしょうか。村民に「謝罪と説明が必要」です。また山口議員から「合併しないと明言していますね」と質問されると「**公約で合併しないとやった覚えはない**」との答弁。ですが、2011年5月11日発行の「未来の長生を考える」(会報2号)は「合併はしないことを約束します。」と書いています。村民に約束した大切なことが頭にないのです。

② 7月の参議院選挙は憲法を守る政党と候補者の当選を願っています。

③ 8月恒例のブドウ狩りを受付しています。
※HPは「石井としお」の検索で見られます。
※後援会員募集しています。